

No.5



デジャラス通信

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会

新緑の美しい季節になりました。いかがお過ごしですか？まだ寒かった 2 月 25 日に、私たち老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会は、第 2 回総会を開き、それに続いて原子力情報コンサルタント・佐藤暁(さとうさとし)さんの記念講演を行いました。

そして先回の期日 3 月 22 日は、暖かい陽気が続いたあとの冷たい風の日でした。まるで、良い判決が出そうと期待させておいて裏切る裁判所のようにです。この攻防を勝ち抜くには、おのおの抜かりなく、老朽原発裁判の本丸を攻めて行かなければなりません。

【報告】2/25 第 2 回市民の会総会 & 佐藤暁さん記念講演

名古屋市教育館講堂にて、13 時 30 分から第 1 部の市民の会総会を、15 時 10 分から第 2 部は佐藤暁さんによる記念講演会を開きました。

< 第 2 回老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会総会 >

総会では、昨年度の活動報告・決算と今年度の計画・予算、また役員人事が承認されました。

弁護士に弁護士料を払っていないことを知らなかったという声がありました。会費未納の会員がいる問題もあり、当裁判の認知を広げ会費やカンパの収入を増やして弁護団に提供できる資金を増やす必要性を話しあいました。

また、メディアに関心を持たせるために、期日の前にメディア向けのレクチャーをするアイデアなどが出されました。

< 佐藤暁さん講演会 >

市民の会総会の後に、老朽化・延長認可の問題について当裁判で意見書を書いてくださった佐藤暁さんが記

念講演をしてくれました。

佐藤さんは、1984 年から 2002 年まで米国ゼネラル・エレクトリック社の原子力事業部に所属し、その間、運転プラントの検査、改造、修理、新設プラントの建設、試運転など、100 以上のプロジェクトに関与していってました。その後、原子力コンサルタントとして日本の企業、電力会社、自治体、規制機関などに対し、海外（主に米国）のトラブル情報、規制情報、新技術に関する情報提供などのほか、原発の現地業務、製造工場の実務支援、助言、研

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会 2017 年度収支報告 (2017 年 1 月 1 日～2017 年 12 月 31 日)			
収入 (円)		支出 (円)	
一般会計			
前年度繰越	1, 107, 409	会議施設代	183, 500
会費 (407 名分)	814, 000	印刷費	121, 994
カンパ	1, 397, 623	通信費	182, 179
物販売上	74, 900	事務用品費	68, 009
イベント入場料	456, 900	講師謝礼等	180, 000
その他 (預金利息等)	10	交通費	700
		物販仕入れ代	17, 160
		雑費	16, 916
		返済金 (借入金返済)	200, 000
		弁護団支払	2, 500, 000
		次年度繰越	380, 384
合計	3, 850, 842	合計	3, 850, 842
●有価物…切手 (5, 635 円分)			
特別会計：原告費用の預かり金として			
前年度繰越	360, 000	弁護団送金	1, 010, 000
原告費用	650, 000	次年度繰越	-
合計	1, 010, 000	合計	1, 010, 000
※2016 年度会計報告では一般会計と特別会計（原告費用）を区別しておらず、一括して計上されておりました。その中に含まれていた「原告費用」の分を切り離して処理するために 2017 年度報告では、「特別会計」を設けました。			
※原告費用とは、原告お一人につき 1 万円を納入いただいたもので、弁護団へ送金後、裁判所へ納付されます。			

修講師などの業務をなさいました。当裁判では約 100 頁に及ぶ意見書を執筆してくださいました。当会 HP に意見書「運転延長認可申請に関する意見書」を公開しています。

佐藤さんは、原発のトラブルの歴史の一端を紹介され、問題が起こって初めて気づく、それも後から後から見つかつて、何もしていなかったことを振り返ると寒気がする思いを味わってきたとおっしゃって、型式が古いのは重要なポイントと指摘。照射脆化の問題にしても原子炉の中の構造物については議論がされていない、基準地震動の引き上げとの組み合わせで破壊力学の評価をする必要があるとのことでした。また、経済的な原子力の限界のお話や、アメリカでは核のごみ処分場のめどが立たないからとして原発の新設・増設を受け入れない州がたくさん（14 州）あることなど、とても勉強になりました。佐藤さん、お帰りの時間が迫る中、最後まで質疑応答にお付き合いくださいましてありがとうございます。

□ 【報告】3/22 老朽原発のケーブルは燃える？！
高浜 1・2 号機第 6 回＋美浜 3 号機第 4 回口頭弁論

高浜 1・2 号機の訴訟では、まず谷次郎弁護士が、原発の中を張り巡らされた電気ケーブルの問題について説明しました。続いて、渡辺貴志弁護士が原告適格について、被告の国が反論してきたのに対しての再反論の書面を説明しました。美浜 3 号機の訴訟では、北村栄弁護団長が、福島原発事故から 7 年が経っても多くの人が避難を続けていること、その損害賠償訴訟の中には、被災者の権利を一定認める判決が出始めていることなどを報告しました。

裁判に続く報告集会では、中学生の素朴な疑問「三権分立だから、司法は独立しているんでしょ？」など活発な意見交換がありました。

＜原発の電気ケーブルは重要！
危険がいっぱい！＞By 谷次郎弁護士

（1）恐怖！スチームオープン状態の中、一気に絶縁性が低下！

原発には、1 基あたり 1000km から 2000km ものケーブルが走っており、原発の制御に不可欠。昔はケーブルを覆う被膜が燃えるタイプだったので、火が付いて大火事になったこともありました（米ブラウンズフェリー原発、1975 年）。また老朽化すると、被膜が劣化して絶縁性が低下する上に、2004 年に美浜 3 号の事故のように冷却水が漏れたら、格納容器内はスチームオープン状態になり、被膜の絶縁性は急落、いつ

火を噴くか分からない状態になります。

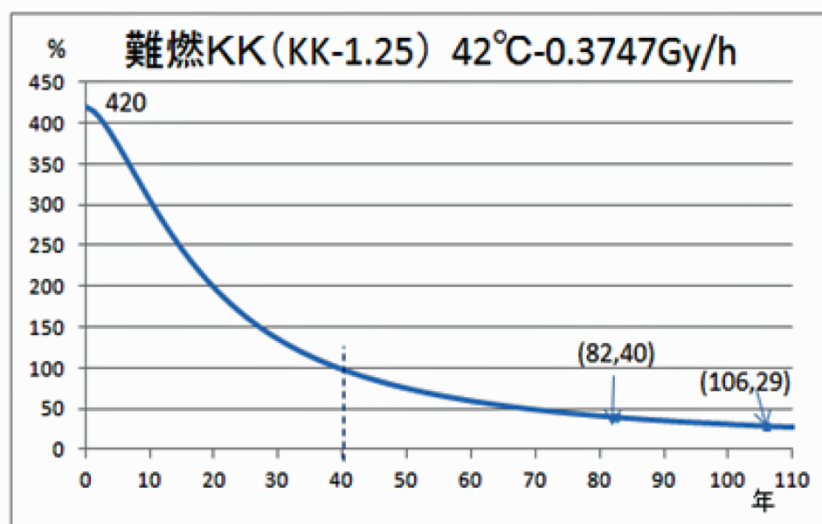
（2）燃えるケーブルでも、防火シートでくるめば良いことにしたい？！

1980 年代以降は難燃ケーブルを使用することになりましたが、昔の原発は全部取り替えることもできないから、多くは燃えるケーブルのまま。ところが、新規規制基準の審査結果では「絶縁低下が生じない」ようにケーブル束を防火シートで包んで結束ベルトで固定すれば良いことになりました。いや、逆に危なくないですか？！もし、どれかケーブルに火が付いたら、他のケーブルにも燃え移る危険があるでしょう！

（3）絶縁低下したか、よく分からへんのや！

規制基準は「絶縁低下が生じないこと」を求めているのに、「絶縁低下」の指標がないといいます。そこで、ケーブルを引っ張ったときの「破断時の伸び」が悪くなったら「絶縁低下」したことにしましょうということになりました。まるで、体重 70kg 以上の人はジェットコースターに乗れませんが、体重計がないので、身長 170cm 以上の人はアウトということにしましょう、みたいな。だから、身長 165cm・体重 75kg のずんぐりの人はセーフという話です。

まあ、百歩譲って「破断時の伸び」でもいいですわ、それにしても基準は甘すぎです！難燃 KK という素材の場合、10 センチのものが 12.9 センチでちぎれるようになったらダメにしましょう、これは 106 年持つということです、凄いでしょって言います。ところが、新品なら 10 センチから 42 センチまで伸びたものが、たった 12.9 センチでちぎれるのは凄くないし、40 年で既に元々の半分の 20 センチでちぎれる劣化ですから、絶縁性も半分に低下してないのですか？



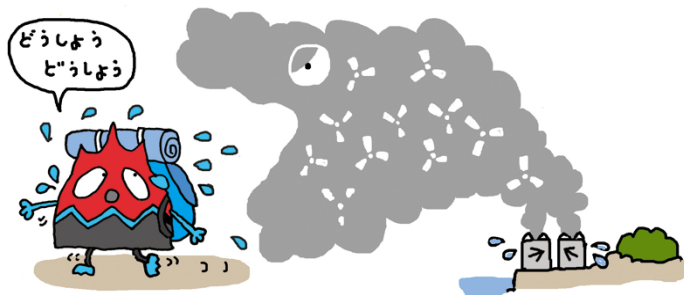
原子力安全基盤機構 (JNES) が 2009 年 7 月にまとめた「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究に関する最終報告書」JNES-SS レポート（甲 E51）に基づいて原告らが作成

(4) ケーブルの絶縁低下は測れないけど、接続部分は測定できるって、どっちやねん！

規制委員会は、「ケーブル接続部・高圧コネクタ接続は、長期の健全性試験をやってないけど、絶縁抵抗を測定できるからやろう」と言います。矛盾してませんか？！事故時に一気に低下する絶縁性能を本当に予測できるのでしょうか？！

ということで、老朽の高浜 1,2 号機・美浜 1 号機のケーブルは危険です。劣化の確かな指標もない、判断基準もない。運転延長は違法です！

<岐阜・愛知・三重・東京の原告もすべて適格です！>
By 渡辺貴志弁護士



私たち原告側の主張は、もし福井県の前発で過酷事故が起きたら 3,265 キロの距離まで年 1 ミリシーベルトを超える汚染をこうむる恐れがあるから、原告は全員、適格だということです。被告・国側は、がん発症などは少なくとも 100 ミリシーベルトでなければ認められないなど、多くの原告が適格でないと反論していました。これに対する再反論を新人の渡辺貴志弁護士が説明しました。

被告側は、1992 年もんじゅ最高裁判決では、「社会通念に照らして」前発周辺の住民のみ原告適格だとしており、これは変わらないと言います。また、2012 年炉規法が改正された時も原告適格についての文言は変わってないから、「周辺住民のみ適格」も変わらないと主張。さらに、ICRP 勧告の年 1 ミリシーベルトは「可能なかぎり」であって上限は 100 ミリシーベルトだと言い、原告側による前発 2 基が事故を起こした場合の瀬尾シミュレーションは科学的根拠がないと断じました。

渡辺弁護士は、次のように再反論しました。(ア) 福島事故後の法改正の目的を考慮すべき、文言が変わらなくても。(イ) もんじゅ最高裁判決当時の「社会通念」の理解と福島前発事故の被害実態は、大きくかけ離れている。(ウ) ICRP は、実効線量年 1 ミリシーベルトで国内法を設定するように明確に勧告している。(エ) たとえ超低線量被曝でもガン・白血病のリスクは増える。(オ) 瀬尾シミュレーションは米原子力委員会の手法をもとにした緻密なもの。

だから原告は全員適格です！

<いつもに増して活発な報告集会でした>

報告集会では、期日の 3 日前に出された大間原発判決について、関わっている中野宏典弁護士が解説しました。後述をご覧ください。

また、福島前発事故の避難者からの発言があり、中学生の娘さんが学校で「三権分立」と司法の独立について学校で習ったけれど、前発を取り巻く裁判ではなぜこれが通用しないのかという質問をされたとのこと。これには、弁護士らも「そのとおり」と答えるしかありませんでした。裁判所は、行政や電力会社の意向に左右されず公正な判断を出してもらいたいものです！

そして、原告の 1 人であるグリーンピース・ジャパンの鈴木かずえさんが、飯舘村でグリーンピースが行った調査の結果、除染したあともまた線量が戻ってしまう箇所もあることなどを報告しました。避難解除の基準である年 20 ミリシーベルトが、本来の 1 ミリシーベルトに戻るのには 100 年以上かかる現実が、改めて述べられました。

(報告書(2018.3月)はグリーンピース HP に掲載)

★次回期日は下のとおりです。

2018 年 7 月 2 日(月) @名古屋地裁(第 1 号法廷)
11 時～高浜 1.2 号第 8 回、13:30～美浜 3 号第 6 回
*傍聴券の抽選時刻は現在不確定。メールやツイッターなどでもご案内しますが、なるべく 40 分前にはおいでください。終了後、報告集会あり。



★4 月の異動で担当裁判官が交代しました。次回からの担当は↓

裁判長：角谷昌毅裁判長、右陪席(留任)：佐藤政達裁判官、左陪席：後藤隆大裁判官

★ 今回までの準備書面は HP の「訴訟資料」、報告集会などの動画も HP の「映像記録」からご覧いただけます。http://toold-40-takahama.com



【toold カフェ第 4 回】

ケーブル問題を聞き逃した方、必見！

大好評！TOOLD カフェ(ミニ学習会)第 4 回は、弁護団の谷次郎弁護士がわざわざ大阪から来名して、ノリツッコミを交えて易しく解説していただきます。1000km を超えるケーブル全部を燃えないケーブルに交換するのはムリ。古いケーブルがどんなに危険か、裁判を聞き逃した方、もっと詳しく知りたい方は来るっきゃないです！

と き：5 月 17 日(木) 18:30～21:00 ごろ
ところ：名古屋市市民活動推進センター 集会室
(ナディアパーク 6 階)

資料代&参加費：400 円(お茶 or コーヒー付)

□—————
【やばい！】高浜 1,2 号、工事まっさかり！
 美浜 3 号、工事資材の土地を敦賀に借りた！美浜町
 民はリプレースを望む？原発反対派町議 3 人に増！

3 月 22 日の報告集会で、福井県の仲間から高浜
 と美浜の様子が報告されました。高浜 1,2 号機では、
 再稼働に向けて、工事まっさかりになっているとの
 こと。高さ 100m の足場が組まれ、原子炉建屋の天
 井の厚さが足りないということでコンクリートで打
 ち増しをしており、壁も厚くしているようです。

＜美浜 3 号、工事資材の土地を敦賀に借りた！＞

美浜 3 号の方は、関電は日本原電から、中断して
 いる敦賀原発の建設予定地を資材置場として借りる
 契約をしたと報じられました。こんなところで協力
 し合わなくてもいいのに！（2018.2.22 福井新聞）

＜美浜町民はリプレースを望む？原発反対派町議 3
 人に増！＞

福井県美浜町では、2004 年に 4 人の死者を出し
 た美浜原発 3 号蒸気噴出事故の翌年から、関電幹部
 と美浜町民の意見交換会が開かれています。今年は
 3 月 20 日に開かれ、関電の議事録によると、
 町民側からは「美浜から原子力の灯が消えるこ
 とのないよう、リプレース（置き換え）を願
 いしたい」などの声が出たといします。

一方で、使用済み燃料に関しては「行き先が
 決まっていないことに不安を感じる」との意見
 があり、岩根社長は、中間貯蔵施設について
 2018 年内に公表すると答えました。これによ
 って、後述するように和歌山県白浜町に中間貯
 蔵施設建設の話がにわかに急浮上しています。

ところで 3 月 4 日、美浜町議選があり、定員
 14 名が無投票で決まりました。原発反対派は、
 共産党議員 1 人から、原告の松下照幸さんを含む
 3 人に増えました。頑張ってください！

□—————
【驚き！】巨大噴火のリスクは無視してよいと規制委が
 宣言。しかし大山の火山灰は京都に 26cm と認めた！

私たちの裁判でも、大山の巨大噴火の場合でもた
 った 10cm しか火山灰が降らない計算になっている
 のは超過小評価だと、弁護団が繰り返し主張しまし
 た。規制委の火山チームも、過小評価を認めざる
 を得なくなっていました。そんな時、画期的な決定
 が出ました。昨年 12 月、伊方原発の運転差止仮処
 分で広島高裁が、火山ガイドに素直に従えば立地不
 適・火山灰も過小評価だとして差し止めを認めたの
 です。

＜巨大噴火のリスクは無視してよいと規制委が宣言＞
 いいぞいいぞと思っていた矢先、規制委の更田委
 員長は、3 月 7 日の規制委定例会にて驚きの宣言を
 しました。「巨大噴火があるという根拠がなければ、
 ないということなのだ！」と。もともと規制委自ら
 が決めた火山ガイドでは、巨大噴火がない立証を電
 力会社に課していました。そりゃ、そうでしょう！
 ところが、それを電力会社は立証しなくてよい、「根
 拠があるとはいえない」と言うだけで良くなったの
 です。

おまけに更田委員長は、今後も広島高裁のような
 判決が出ては困るからか、自民党の原発推進議員に
 国会質疑で提案されたことを渡りに船と、ええい！
 巨大噴火なんてめったに起こらないから、そんなリ
 スクは無視していい！それが社会通念だ！という理
 屈を持ち出し、火山ガイドを骨抜きにしまったの
 です。

（「原子力発電所の火山影響評価ガイドにおける『設
 計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価』に
 関する基本的な考え方について」（原子力規制庁）

とんでもないことです！脱原発弁護団全国連絡会が
 早速 13 日抗議声明を出しました（同連絡会 HP）。

原子力災害リスク
 巨大噴火「低頻度」
 規制庁見解
 原子力規制委員会事務局
 の原子力規制庁は、火山の
 巨大噴火を「低頻度な事象」と
 位置付け、巨大噴火に伴
 う原子力災害のリスクは
 「社会通念上容認される水
 準」との見解をまとめた。
 その根拠として規制庁
 は、原子力以外の分野では、
 巨大噴火を想定した法規制
 や防災対策が行われていな
 いことをあげた。これに対
 し、東京大学地震研究所の
 中田節也教授（火山学）は、
 「国が率先して法規制や防
 災体制を考えるべきなの
 に、全く反対のことを言っ
 ている」と批判した。
 原発の立地は、巨大噴火
 に伴う火砕流などが到達す
 る可能性が「十分に小さい」
 と判断できる場合に限って
 認められる。しかし、火山
 の噴火規模を事前に予測で
 きるとは限らず、火山学者
 らからは、こうした判断は
 困難との意見が出ている。
 広島高裁は昨年12月、阿
 蘇カルデラ（熊本県）で約
 9万年前に破局的噴火が発
 生した際、四国電力伊方
 原発3号機（愛媛県）の
 敷地に火砕流が到達した
 可能性が「十分に小さいと
 は言えない」と指摘し、運
 転差止めの仮処分を出し
 た。
 読売新聞
 2018.3.11

＜大山の火山灰は京都に 26cm と認めた！＞

しかし一方で、規制庁も認めざるを得ないことが
 ありました。3 月 28 日規制委定例会合において、大
 山の噴火による京都の火山灰層について、関電は層
 厚の評価できないと言うのに対して、規制庁は、層
 厚は 26 センチの可能性があるとの見解を示しまし
 た。京都で 26cm なら、同じくらいの距離の大飯・
 高浜・美浜原発で 10cm しか積もらないという関電
 は間違いでしょう！

更田委員長は、現状で安全余裕の範囲にあるから
 急ぐ必要ないとしつつも、関電・山元氏を交えた公
 開の場での議論を行うよう、また噴火規模について
 は、関電に要求するだけでなく、規制庁でも算出
 するよう求めました。

【不当だ！】高浜 3・4 号機、ミサイル仮処分却下！
ミサイル攻撃の恐れあるんでしょ！原発を止めろ！

大阪地裁は、3 月 30 日、高浜原発 3,4 の運転差止を命ずる仮処分を求める住民の申立てを却下しました。弁護団は、これを不当だとし声明を発表しました（脱原発弁護団全国連絡会 HP 掲載）。

政府は「北朝鮮のミサイルは脅威だ」「日本は射程内」と常時破壊措置命令を解除せず、北朝鮮への憎悪を煽って子どもたちまで巻き込んで避難訓練をやらせたりしています。ところが裁判所は、常時破壊命令の趣旨を軽視し、高浜原発にミサイルが着弾する具体的危険を否定しました。日本の海岸線には原発が無防備に並べられており、今後も国民に向けられた核兵器であり続けるわけです。原発は一刻も早く停止するべきです。

【寸劇やりました】

3.11 原発ゼロ NAGOYA ACTION で
3 基の老朽原発が「もう、終わりにしようよ」と訴え

3 月 11 日、栄第 2 公園で「3.11 原発ゼロ NAGOYA ACTION 大飯・玄海原発再稼働反対！老朽原発廃炉！」が行われました。

私たちは「TOOLD40@NAGOYA」ブースを出展し、グッズ販売など行いました。また、子どもたちに脱原発の願いを込めて風車を作ってもらい、デモ隊を飾りました。集会では、3 基の老朽原発が思いを語る寸劇を演じて喝采を受けました。



【やめて！】和歌山県白浜町で
関電の使用済核燃料
中間貯蔵施設
立地のうごき

関電は、中間貯蔵施設の計画地点を今年中に公表する必要に迫られています。大飯原発 3・4 号の再稼働にあたって、福井県知事が使用済燃料の中間貯蔵施設を福井県外に立地するよう要請したからです。



この計画地点として和歌山県白浜町が急浮上しています。白浜町は日置川原発を阻止して 30 年になりますが、関電は、日置川地域に広大な土地を新たに取得し、立地部員を 2 名から 4 名に増やしています。町長は、高レベル廃棄物処分場には明確に反対を表明していますが、中間貯蔵施設については説明を聞くとの姿勢です。

しかし「中間」とは名ばかりで、約 50 年間保管した後に運び出す再処理工場はありませんから、永久の核のゴミ捨て場になる危険性が高いのです。南海トラフ巨大地震・津波の危険のある白浜町に施設を作ってははいけません。

原発サイトにある使用済燃料プールは満杯に近づいています。原発の再稼働を止めるためにも、中間貯蔵施設を作らせないことが重要です。

すでに地元和歌山県と関西の市民グループが中心となり、白浜町長へ要望書を出すなどのアクションも始まっています。

【丸 2 年】6/20 高浜 1・2 号機延長認可から 2 年
老朽原発を一日も早く廃炉に！街頭宣伝
@18 時から名駅東口

月日が経つのは早いものです。2016 年 6 月 20 日に高浜原発 1・2 号機の延長認可が下りてから 2 年経ちます。福島原発事故の恐ろしさ・被災者の厳しい状況が忘れられつつあるとの指摘もありますが、一方で、立憲民主党や小泉純一郎氏らの脱原発立法の動きもあります。

改めて、市民に脱原発、特に老朽原発廃炉の大切さを訴えましょう。

と き：6 月 20 日（水）18 時から 1 時間程度
ところ：名駅東口交番前
雨天中止。デンジャラスくんも来るよ！

【がっかり】「大間」訴訟棄却

期待していたのに肩すかし！

私たちの弁護団の中野宏典弁護士は大間原発差し止訴訟にも関わっていますが、その判決が3月19日に出ました。函館地裁は規制委の判断とは別に司法として判断すると宣言して結審したはずが、判決は肩すかしでした。規制委の審査基準は合理的、まだ審査が続いていて稼働の具体的なめども立っていないから請求を棄却というのです。

この裁判は、福島事故の前年に、電源開発が建設中の大間原発（青森県）を巡り、1,164人に上る原告が提訴したものです。

原告の4割は、津軽海峡を隔てて最短23kmにある函館市民です。

大間原発は、全炉心でプルトニウムとウランの混合酸化物(MOX)燃料を燃やせる世界初のフルMOX炉で、2008年に原子炉設置が許可されたあと、福島事故後に工事は中断、その後再開されました。

まわりは火山に囲まれ、海底には活断層がある可能性ありのところで、危険なフルMOXを原発運営の未経験の電源開発が稼働させるなんて、どれだけ怖いんですか！危険を犯す主な目的は、核燃料サイクルは行き詰まっている今、核兵器に転用可能なプルトニウムを消費することとされています。計画から撤退すべきです！

【原子炉をとめよ】

玄海3号、老朽配管から蒸気漏れ

3月20日、佐賀地裁は、九州電力玄海原発3・4号機（佐賀県）の再稼働差し止めを求めた仮処分申請を退け、再稼働を事実上認めました。こうして3月23日に再稼働したばかりの玄海原発3号機が、わずか1週間後の3月30日、配管に開いた穴から蒸気が噴き出す事故を起こしました。規制庁によると、直径およそ5センチ、厚さ3.9mmの配管に直径1cmほどの穴が空いており、雨水による腐食で穴があいた可能性もあるということです。

ところが九電は、発電を止めましたが原子炉は止めておらず、核分裂反応は続いています。佐賀の市民団体等は瓜生九電社長と更田規制委員会委員長宛の署名をネット上で集め、玄海原発3号機だけでなく、全国の原発すべての総点検を呼びかけました。

【いいね】老朽伊方2号廃炉決定！

原発フリーの四国へGO！

四国電力は3月27日、操業開始36年の伊方原発2号機（愛媛県、56.6万キロワット）を今年5月に廃炉にすることを正式に決定しました。四電は、最長20年の運転延長をしても約1900億円の安全対策費を回収できないと判断したのです。

1号機（56.6万キロワット）は廃炉作業中。2016年8月に再稼働した3号機（89万キロワット）も、広島高裁が昨年12月に運転差止め決定したので停止しており、四電がもう諦めてくれれば、四国は完全に原発フリーになります。そうになったら、いいね！



【困っています】福井新聞切り抜き、

地元ボランティア募集！

毎期日に、北村団長が原発情勢を弁論するために

この裁判では毎回、北村栄弁護団長が、その期間の新聞記事から原発を取り巻く社会情勢をまとめて陳述していますが、これを支えているのは、市民の会の新聞切り抜きボランティアです。中日・朝日・毎日・読売・日経の他に、特に重要なのは、原発地元の福井新聞です。ネット記事ではなく現物を証拠として提出しています。

これまで1年半の間、記事を切り抜いて送ってくださった方が、事情でできなくなりました。ローカル紙の福井新聞は、地元でないと入手しにくいので、福井在住の方でご協力いただける方を募集しています。切り抜き方法や送料などは、応相談。こちらへご連絡ください。お待ちしています。

TEL：080-9495-9414

E-mail：toold40citizens@gmail.com

【愛知・岐阜 東電福島第一原発事故損害賠償請求訴訟】 次回は5/11 名古屋地裁で第16回口頭弁論

「原発事故避難者の会・愛知」の働きかけにより、前日期日3/9の第15回口頭弁論の傍聴席はいっぱいになり、裁判後の報告集会でも活発な情報交換が

されました。

被災者の生活を守り原発をなくすために、これからも共に頑張りましょう！次回口頭弁論はこちらです。
愛知・岐阜東電福島第一原発事故損害賠償請求訴訟
第16回口頭弁論

2018年5月11日（金）13:30

名古屋地裁2号法廷

裁判終了後、報告集会があります。

第17回は2018年7月3日（火）14:00

福島原発事故損害賠償愛知弁護団

<http://genpatsu-aichi.org/>

原発事故避難者の会・愛知

<https://www.facebook.com/hinan.aichi/>

□—————
【toold40 弁護士インタビュー】
反原発活動歴は18歳から27年！谷次郎弁護士

今年3月22日の期日に口頭弁論をしてくれた谷次郎弁護士が、5月17日に大阪から名古屋に来てくださり、第4回 Toold カフェにて老朽原発のケーブルの問題を解説していただきます。それに先立ち、多忙な谷弁護士をつかまえて電話インタビューしましたが、ビックリポンでした！原発訴訟の歴史を聞こうでした。

谷次郎さん（当時18歳）が大阪大学法学部の合格発表を聞いたのは、美浜2号機の事故のころでした。1991年2月9日、美浜2号機で冷却水漏れ事故が起きました。「ギロチン破断」と言われる蒸気発生器配管の損傷が原因で、炉心溶融も起こりかねない危険な事故でした。谷さんが初めて「ギロチン破断」という言葉を聞いたのは、高校生のときに読んだ「通販生活」（当時、旧社名のヘルスからカタログハウスに変わった頃でした）の原発特集でしたが、本当にこんなことが起きるのかと驚いたそうです。そこで、「原発を考える会」というサークルに勧誘されて入部。今、「美浜の会」の代表をしている小山英之さんらと知り合いました。

そして1991年10月さっそく、1万本の配管の半分以上に損傷が見つかった高浜2号機差止訴訟の原告団に加わりました。第1回期日に、最年少（誕生日を過ぎて19歳になっていました）原告として意見陳述したときに「将来、弁護士になります」と言ってしまった谷さんが実際、司法試験に合格するまでには、それから足かけ20年かかることになります。

学生時代は、サークルの仲間と共にもんじゅ裁判をよく傍聴に行ったそうです。大阪から快速や各停を乗り継いで福井駅まで行き、てくてくと福井地裁に行き傍聴券を求めて抽選の列に並びますが、その

うち「おみくじ」式の抽選に当たるコツが分かってきたそうです。

1995年には、新潟県巻（まき）町（現・新潟市西蒲郡の一部）の巻原発（東北電力）の建設計画を住民投票で止める活動の支援に参加しました。その後、巻町では住民投票での反対多数の結果を踏まえて、計画は放棄されました。

1999年9月30日、プルサーマル計画を進めていた高浜4号機のために、翌10月1日にイギリスからMOX燃料が高浜原発に到着するというので、谷さんたちが前日から福井入りして抗議しようとしていたとき東海村の事故を知ったそうです。その日は修士課程の合格発表直後で何か一段落した感じで、夕方から電車で福井へ向かおうと思っていたら、午後1時ごろ、サークルの部室に仲間が駆け込んで来ました。彼は、たまたま聞いたラジオで茨城県の原発施設で事故があったと知ったのです。急遽、部室で資料を調べ、ラジオにかじり付き、東海村JCOの臨界事故を知ったそうです。

その後、高浜4号機のプルサーマル燃料の品質があやしい、検査でインチキをしていると見立て、運転開始しないよう裁判所に仮処分を申し立てました。小山さんやアイリーン・スミスさんと一緒に、国会議論やイギリスからの資料を調べたところ見立てが正しかったことが分かり、1999年12月17日に仮処分の結果が出されることになりました。関電はゴリ押ししようとしていたが逃げ切れないと諦め、その前日12月16日午後5時ごろに高浜4号機プルサーマル計画を断念すると記者会見しました。



その後、谷さんは、司法試験の準備に集中するために2005年から北海道大学のロースクールに入りました。この地で結婚し、子育てに励みました。司法試験に合格後、後に泊原発差止訴訟を手がける市川守弘弁護士と司法修習で指導担当弁護として出会いました。3.11大地震のときは裁判所の修習中でしたが、福島第一の外部電源喪失を知り、炉心溶融に至る可能性が大きいだろうと思ったと言います。

2012年12月、遂に弁護士になりました。大学1年生の時、高浜2号機の訴訟で知り合った大阪の冠木克彦弁護士の事務所に入所しました。それから、玄海原発プルサーマルに関わる3つの訴訟（民事差止め・その仮処分・その行政訴訟）や、大飯原発3,4

号機の差止め仮処分（却下）と設置処分取消し行政訴訟などを次々と担当。私たちの 40 年廃炉訴訟には、金沢の鹿島啓一弁護士から誘われて加わりました。

3 人の子どもに恵まれた谷弁護士は、ライフワークが 3 つと言います。（1）原発 （2）憲法 9 条 （3）思想と良心の自由（国歌斉唱拒否など） 5 月 17 日に Toold カフェでお会いするのが、ますます楽しみになりましたね！



【お願い】新年度の会費納入をお願いします

皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広報活動を行うことができます。

2018 年度も引き続きご支援をお願いします。会費は 2,000 円/年です。

会費納入済みの方は郵送宛名ラベルに「会費：2017 年度★ 2018 年度★」と印字されています。

【ゆうちょ銀行】

□座番号：00810-0-153748

□座名義：40 年廃炉訴訟市民の会

（ヨンジウネンハイロソショウシミンノカイ）

【他銀行から】

金融機関コード：9900（ゆうちょ銀行）

店番号：089

当座預金

店名：〇八九 店（ゼロハチキユウ店）

□座番号：0153748

※会員になって継続的にご支援ください。振込票に、「入会申し込み」と明記し、氏名・住所・電話番号のご記入があれば、会員登録されます。メールアドレスのある方はご記入ください。ホームページからも会員登録できます。メールマガジン等を配信します。

「原発はどのように壊れるか
—金属の基本から考える—

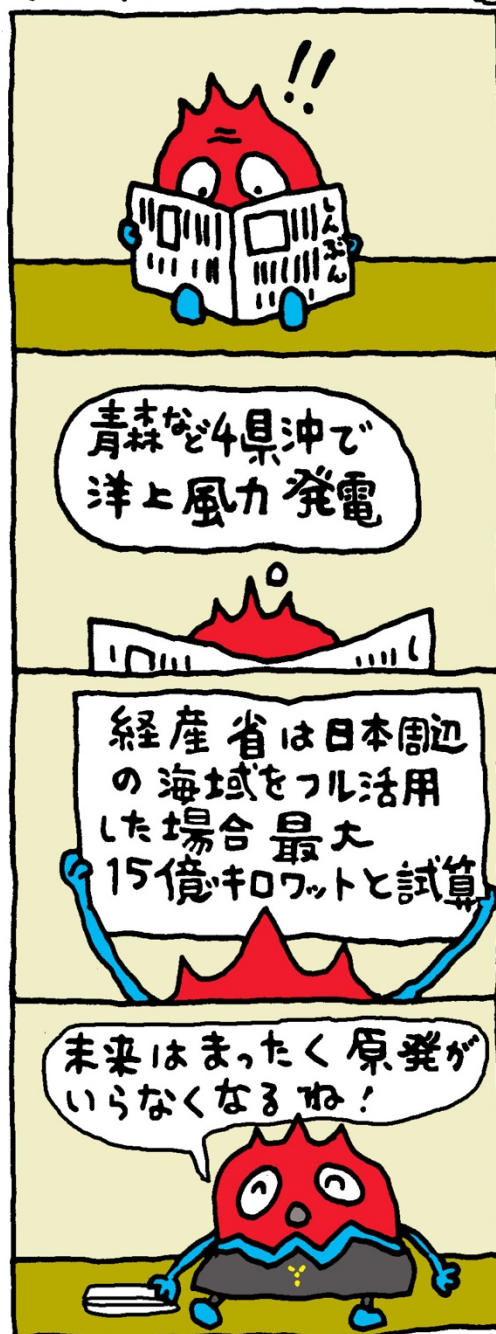
編著 小岩昌宏・井野博満

発行 原子力資料情報室 2018.3.31

定価 1,800 円

原発が老朽化すると、金属材料にどんなことがおこるの？話題の中性子照射脆化って一体どういうこと？金属の専門家が“きほん”から“原発での実例”まで解説！

デンジャラスくん No.5 洋上発電



【デンジャラスくん通信 発行責任】

★老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会★

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2 丁目 18-22

三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内

TEL：080-9495-9414

E-mail：toold40citizens@gmail.com

HP：http://toold-40-takahama.com/people/

Facebook page：https://goo.gl/H6j31H

Twitter：https://twitter.com/toold40nagoya

Instagram：

https://www.instagram.com/toold40nagoya/

TOOLD40@NAGOYA

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会